

II 上位・関連計画

1. 景観法と景観計画

①景観法の制定

景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律として、景観法（平成16年6月に公布、同年12月に一部施行、平成17年6月に全面施行）が制定されました。

②景観計画の内容

景観法に基づく実施団体は「景観行政団体」といいますが、景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができます。

【景観計画区域のイメージ】



2. 山口県景観形成方針及び山口県景観ビジョン

【山口県景観形成方針（平成18年：山口県）】

山口県では、山口県景観条例（平成十八年山口県条例第五号）の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第四条の規定により、山口県景観形成基本方針を定めています。

①良好な景観の形成の目標

- 1 県民一人ひとりが、心地よい景観を感じる心や地域での景観を共通の資産として認識する心を持てるように、景観への意識を啓発すること。
- 2 地域の景観形成において活躍できる人を育成するとともに、県民一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備すること。
- 3 県民一人ひとりが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづくる生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動等を意識することにより、生活の営みを形成できるように支援すること。
- 4 地域の良好な自然景観、歴史的、文化的景観を地域の個性として形成すること。
- 5 周辺との調和や地域らしさの具体化など公共事業における先導的な取組を進めることにより、民間建築活動等を誘導し、良好な景観要素となる公共空間を形成すること。

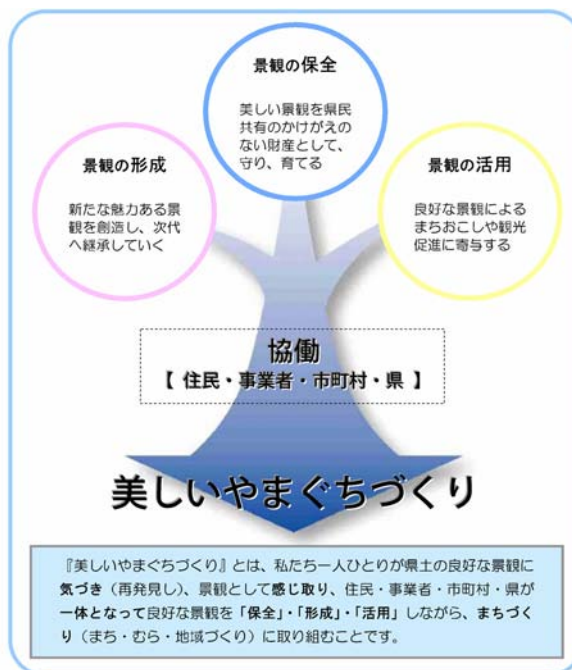
②良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

- 1 地域の美しい景観に対する関心づくり
- 2 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり
- 3 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり
- 4 個性豊かな地域景観づくり
- 5 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

【山口県景観ビジョン（平成17年3月：山口県）】

山口県における美しいまちづくりのスタートラインとして、景観法の基本理念を踏まえながら、他の各種計画と連携・調整した景観施策に取り組みます。また、市町村における景観法に基づく景観計画策定など、景観施策の取組への誘導・支援を行うとともに、住民の生活の営みに関する景観を重視し、山口県での優れた人を育むためのビジョンとします。

【山口県景観ビジョンの理念】



3. 周南市総合計画後期基本計画（平成21年10月）

平成15年（2003年）4月21日、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町が平成の大合併の中、山口県内で最初の合併を実現し、新たに「周南市」が誕生しました。

本市の最上位計画として、新たなまちづくりの中長期的な方向を示す最初の「まちづくり総合計画」が平成17年度よりスタートし、「周南市」のまちづくりに行政と市民が一体となって取り組んできたところです。

平成21年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、これに続く基本計画として、平成22年度から平成26年度までの5か年を期間とするのが「後期基本計画」です。

①まちづくりの方向とテーマ

「らしさ」溢れるまちづくり

②基本方針

- 内容に関する基本方針（安心安全・いのち最優先）
- 手法に関する基本方針（自助・共助・公助、創発的なまちづくり）
- 行財政改革に関する基本方針（選択と集中）

③景観施策

景観施策については、「第3章分野別計画」の「VI都市基盤 VI-2-2 快適な居住環境の整備」で次のように規定されています。

【総合計画の「景観施策」の規定】

(2) 良好な景観の形成

- 地域の景観資源を発掘し、良好な景観の形成や保全を図るため景観計画^{*1}を策定し、市民共通の財産として次の世代に引継いでいきます。
- 駅周辺の拠点地区において賑わいと活気を感じる景観の創出を促進するとともに、市街地においては緑豊かな景観の保全・形成に努めます。
- 市街地周辺の緑豊かな山地、美しい棚田や瀬戸内海の自然景観と地域の水辺景観の保全と創出を図るとともに、文化的・歴史的なまちなみの保存に努めます。
- 市民の景観によるまちづくり意識の醸成を図り、市民の積極的な参画・協働により各地域固有の景観の形成、保全を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
景観重要建造物・景観重要樹木 ^{*2} の指定数（件）	平成20年度	平成26年度	景観計画区域内で良好な景観形成に重要な建造物や樹木として指定されている件数
	0	3	

4. 周南市都市計画マスタープラン(平成20年6月)

①都市づくりの目標

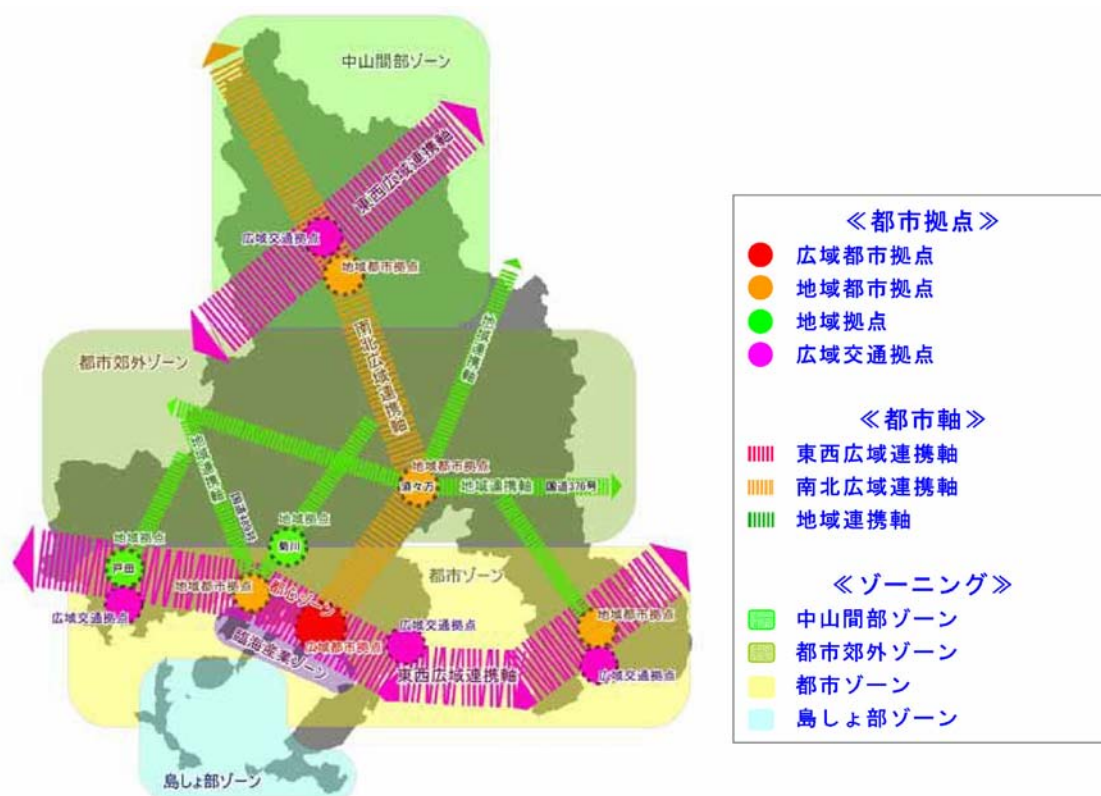
■ 都市づくりの基本理念

美しい自然と活力ある産業が調和し
 快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち
 ～市民と協働のまちづくり～

■ 都市の将来像

- ◆市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市
- ◆産業基盤が強化された都市
- ◆広域及び市内ネットワークが強化された都市
- ◆みんなが安心安全に暮らせる都市
- ◆地域の個性と魅力が創出された都市
- ◆市民協働により取り組む都市

②将来都市構造



②都市景観形成の方針

○景観行政への取組

- ・平成16年6月に景観法が制定され、景観を整備、保全するための基本理念や住民・事業者・行政の責務が明確にされました。
- ・本市には未来に引継ぐべき多くの良好な景観があり、市民共有の財産として将来に残すため、また美しいまちづくりのために、景観法の趣旨を踏まえ積極的に取り組んでいきます。

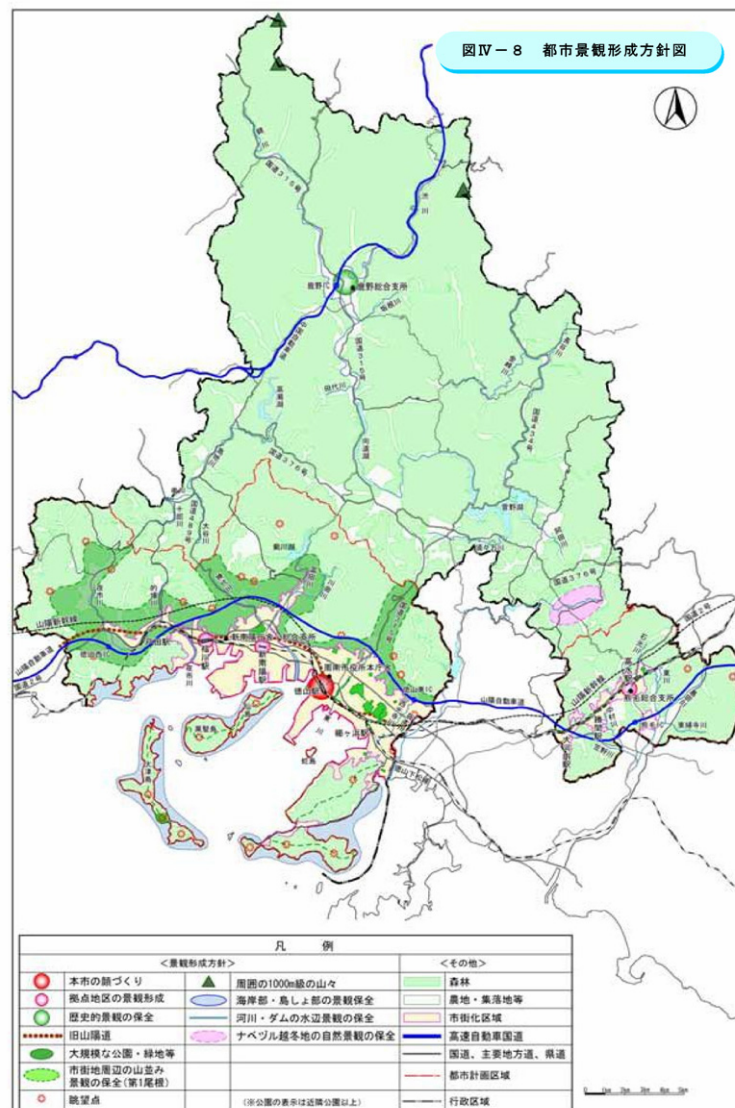
○魅力ある都市的景観や自然的景観の創出、保全

- ・市街地を中心に、地域の歴史や文化等を踏まえて、魅力や賑わいを感じる都市的な景観や美しい街なみの創出や保全を図ります。また、周辺の自然的景観と調和する景観の形成を図ります。
- ・また、島しょ部、海岸部、中山間部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を生かし、安らぎと潤いを与える自然的な景観の保全を図ります。

○市民参画等による景観の形成

- ・景観に対する市民の意識の啓発や必要な情報の提供を図り、市民、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働して潤いのある美しいまちづくりを推進します。

【都市計画マスタープラン：都市景観形成方針図】



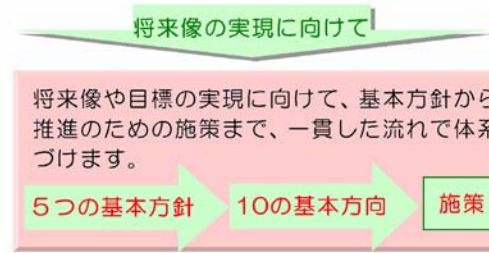
5. 周南市緑の基本計画(平成20年6月)

①計画の基本理念

ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南

～緑の将来像～
『周南市では、美しくうるおいのある“水と緑”が守られ、いかされ、つながっています。そして周南市民は、自然と共生しながら、“水と緑”に囲まれた空間で、安心・安全、快適・健康に暮らしています。』

- 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまち
- 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまち
- 災害に強く安心・安全に暮らせるまち
- 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまち
- 市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまち



②基本方針

